

資金管理運用規則

(平成 19 年 6 月 22 日制定、平成 22 年 11 月 1 日改定、平成 30 年 1 月 21 日改定)

(目的)

第 1 条 本規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）定款第 38 条に基づき、本法人の資産管理および資金運用に関して必要な事項を定める。

(管理・運用の原則)

第 2 条 資金元本の安全性の確保を重視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な方法で資金管理及び運用をする。

2. 資金管理・運用にあたっては、運用・取引をする金融機関の経営の健全性に十分な注意を払う。
3. 支払いに支障をきたさないために必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金需要に備え、資金の流動性に留意する。
4. 資金運用の効率を図り、収支の安定化および健全化に努める。

(資金管理・運用計画)

第 3 条 各年度の予算編成時に資金管理・運用計画を策定し、これに基づき資金管理及び運用を行う。

(運用対象)

第 4 条 運用対象は当座預金、普通預金、定期預金とする。

2. デリバティブ（金融派生商品）やデリバティブを組み込んだ金融商品での運用は行わない。
3. 株式投資は行わない。

(運用期間の原則)

第 5 条 資金の運用期間の設定は資金管理・運用計画にもとづいて行い、運用期間は安全性、流動性の観点から原則として最長 5 年とする。

(規則の変更)

第 6 条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。